

発表事項

- 1 支払基金定款の一部変更
- 2 令和2事業年度社会保障・税番号制度会計収入支出予算変更**
- 3 審査関係訴訟事件
- 4 支払基金改革の進捗状況
- 5 第18次審査情報提供（歯科）
- 6 公益代表役員選任の認可
- 7 令和2事業年度医療機関等情報化補助関係特別会計収入支出予算等の一部変更の認可
- 8 令和2年7月豪雨に伴う被災医療機関等の概算請求に係る確定状況
- 9 新潟支部監事監査結果報告
- 10 令和2年7月審査分の審査状況
- 11 令和2年9月審査分の特別審査委員会取扱状況
- 12 令和2年度第5期（8月）分の後期高齢者支援金等収納状況

社会保障・税番号制度会計 社会保障・税番号制度準備勘定収入支出予算変更

オンライン資格確認の基盤を活用した新たな仕組みの開発への準備

データヘルス集中改革プラン（令和2年7月30日・厚生労働省）に掲げる患者や全国の医療機関で医療情報を確認できる仕組みの拡大（手術等のレセプト情報の閲覧）・電子処方箋の仕組み（令和4年夏を目途に運用開始）への準備を進める。

要員追加

令和2年10月1日からオンライン資格確認等システム開発準備室に2名追加

社会保障・税番号制度会計 社会保障・税番号制度準備勘定収入支出予算変更

単位：百万円

令和2事業年度
10,434.5

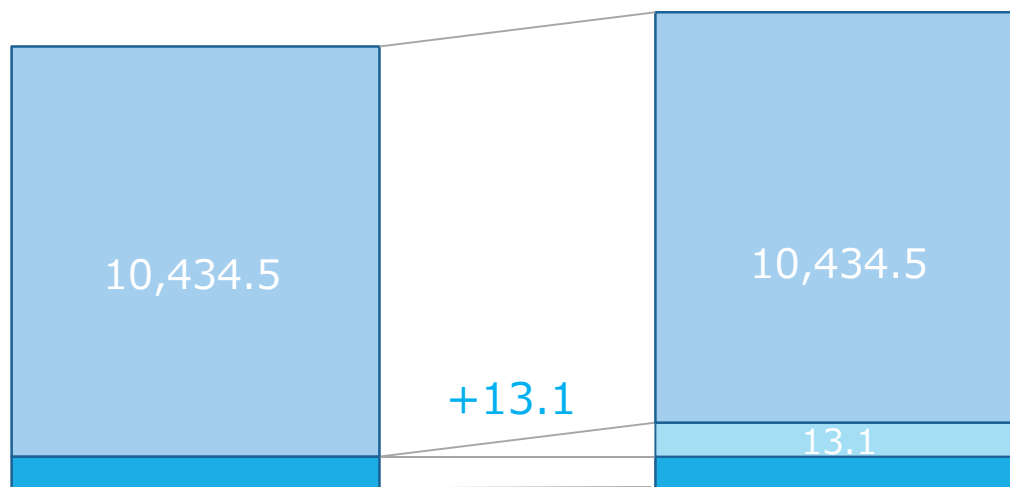
+13.1

令和2事業年度変更
10,447.6

() 内数値は対2年度予算差

収入

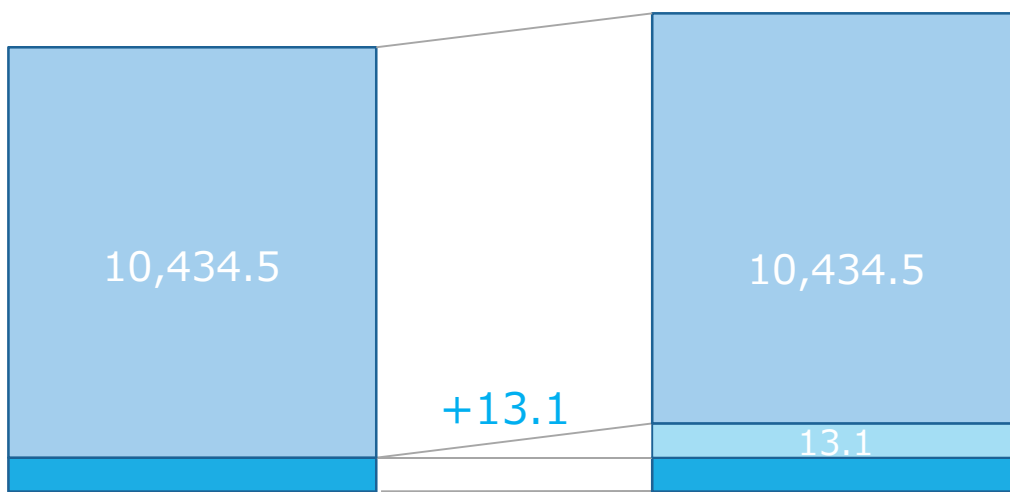
補助金
保健医療情報利活用
推進関連事業収入
雑収入



保健医療情報利活用推進関連事業収入の増

支出

業務取扱費
保健医療情報利活用
推進関連事業経費
予備費



保健医療情報利活用推進関連事業経費
13.1(+13.1)

【参考】令和2年7月30日第7回データヘルス改革推進本部資料（厚生労働省資料）

新たな日常にも対応したデータヘルスの集中改革プラン

データヘルス集中改革プランの基本的な考え方

- 3つの仕組みについて、オンライン資格確認等システムやマイナンバー制度等の既存インフラを最大限活用しつつ、令和3年に必要な法制上の対応等を行った上で、令和4年度中に運用開始を目指し、効率的かつ迅速にデータヘルス改革を進め、新たな日常にも対応するデジタル化を通じた強靱な社会保障を構築する。

▶ 3つのACTIONを今後2年間で集中的に実行

ACTION 1：全国で医療情報を確認できる仕組みの拡大

患者や全国の医療機関等で医療情報を確認できる仕組みについて、対象となる情報（薬剤情報に加えて、手術・移植や透析等の情報）を拡大し、令和4年夏を目途に運用開始



ACTION 2：電子処方箋の仕組みの構築

重複投薬の回避にも資する電子処方箋の仕組みについて、オンライン資格確認等システムを基盤とする運用に関する要件整理及び関係者間の調整を実施した上で、整理結果に基づく必要な法制上の対応とともに、医療機関等のシステム改修を行い令和4年夏を目途に運用開始



ACTION 3：自身の保健医療情報を活用できる仕組みの拡大

PCやスマートフォン等を通じて国民・患者が自身の保健医療情報を閲覧・活用できる仕組みについて、健診・検診データの標準化に速やかに取り組むとともに、対象となる健診等を拡大するため、令和3年に必要な法制上の対応を行い、令和4年度早期から順次拡大し、運用



★上記のほか、医療情報システムの標準化、API活用のための環境整備といったデータヘルス改革の基盤となる取組も着実に実施。電子カルテの情報等上記以外の医療情報についても、引き続き検討。

【参考】令和2年7月30日第7回データヘルス改革推進本部資料（厚生労働省資料）

医療情報を患者や全国の医療機関等で確認できる仕組み（ACTION 1）

現状

- 災害や感染症拡大期等には、患者の医療情報の入手が難しく、重症化リスクや継続が必要な治療の把握が困難
- 高齢者や意識障害の救急患者等の抗血栓薬等の薬剤情報や過去の手術・移植歴、透析等の確認が困難
- 複数医療機関を受診する患者において、重複や併用禁忌の薬剤情報等の確認が困難

改革後

- ・かかりつけの医療機関が被災しても、別の医療機関が患者の情報を確認することで、必要な治療継続が容易に
- ・救急搬送された意識障害の患者等について、薬剤情報等を確認することで、より適切で迅速な検査、診断、治療等を実施
- ・複数医療機関にまたがる患者の情報を集約して把握することにより、患者の総合的な把握が求められるかかりつけ医の診療にも資する
- ・医療従事者による問診・確認の負担軽減
- ・感染症拡大期等対面診療が難しい場合にも、患者の情報を補完
- ・重複投薬等の削減 等

◆改革のイメージ◆

マイナポータル



PHRサービス

本人

本人同意

マイナンバーカード

医療機関

薬局

薬剤情報

手術・移植、透析、医療機関名等

手術・移植、透析、医療機関名等

薬剤情報
+
特定健診情報

手術・移植、透析、医療機関名等

手術・移植、透析、医療機関名等

特定健診情報

医療費・薬剤情報

オンライン資格確認等システム

個人単位被保番と特定健診データ、
薬剤情報等を1対1で管理



保険者

個人単位被保番

特定健診情報

- ※1 マイナンバーカードにより本人確認と本人から同意を取得した上で、医療機関・薬局が運営主体に薬剤情報等を照会する。運営主体はオンラインで薬剤情報等を回答する。
- ※2 電子カルテの情報については、相互運用性の標準規格の開発等を行い、医療情報化支援基金の活用等により、技術動向を踏まえた医療情報システムの標準化を進める。

【参考】令和2年7月30日第7回データヘルス改革推進本部資料（厚生労働省資料）

電子処方箋の仕組み（ACTION 2）

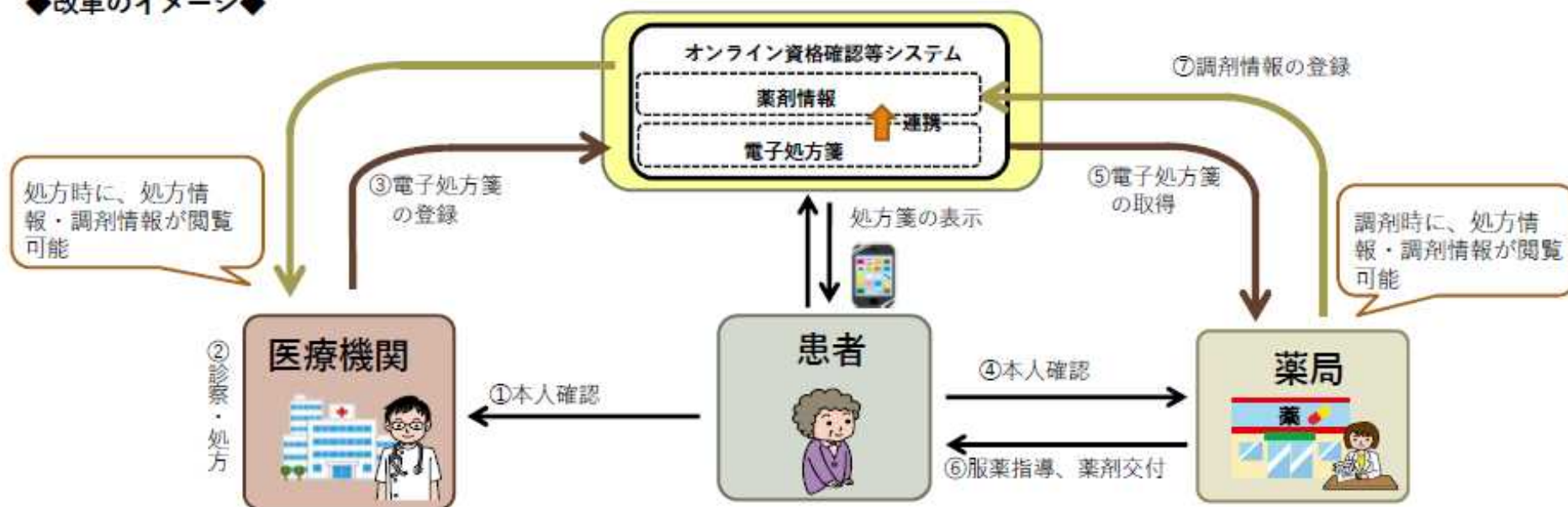
現状

- 病院等で受けとった紙の処方箋を薬局で渡す必要
- 医師、薬剤師の得られる情報が限られている場合があり、重複投薬が行われる可能性が否定できない
- 新型コロナウイルス感染症への対応の下ではファックス情報に基づく調剤が可能だが、事後的な紙の処方箋原本の確認作業が必要

改革後

- ・リアルタイムの処方情報共有（重複処方の回避）
- ・薬局における処方箋情報の入力負担軽減等
- ・患者の利便性の向上（紙の受渡し不要、オンライン診療・服薬指導の円滑な実施が可能）

◆改革のイメージ◆



【参考】令和2年7月30日第7回データヘルス改革推進本部資料（厚生労働省資料）

データヘルス改革に関する閣議決定（2020年度）（抜粋）

経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）

- ・関係府省庁は、PHR（※）の拡充を図るため、2021年に必要な法制上の対応を行い、2022年を目途に、マイナンバーカードを活用して、生まれてから職場等、生涯にわたる健康データを一覧性をもって提供できるよう取り組むとともに、当該データの医療・介護研究等への活用の在り方について検討する。
（※）Personal Health Record。生まれてから学校、職場など生涯にわたる個人の健康等情報をマイナポータル等を用いて電子記録として本人や家族が正確に把握するための仕組み。
- ・感染症、災害、救急等の対応に万全を期すためにも、医療・介護分野におけるデータ利活用やオンライン化を加速し、PHRの拡充も含めたデータヘルス改革を推進する。
- ・被保険者番号の個人単位化とオンライン資格確認の導入のための「保健医療データプラットフォーム」を2020年度に本格運用を開始するとともに、患者の保健医療情報を患者本人や全国の医療機関等で確認できる仕組みに関し、特定健診情報は2020年度中に、レセプトに基づく薬剤情報については2021年中に稼働させ、さらに手術等の情報についても2022年中に稼働させる。それ以外のデータ項目については、情報連携の必要性や費用対効果等を検証しつつ、技術動向等を踏まえ、2020年中を目途にデータヘルス改革に関する工程を具体化する。医療分野の個人情報の保護と利活用の推進策を検討する。
- ・電子処方箋について、既存の仕組みを効率的に活用しつつ、2022年夏を目途に運用を開始する。

成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）

vii) 次世代ヘルスケア

① 技術革新等を活用した効果的・効率的な医療・福祉サービスの確保

ア) 健康・医療・介護サービス提供の基盤となるデータ利活用の推進

（オンライン資格確認等）

- ・医療保険の被保険者番号を個人単位化し、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる「オンライン資格確認」の本格運用を2021年3月から開始する。そのため、医療情報化支援基金を活用し、2020年8月から医療機関及び薬局のシステム整備を着実に進め、2023年3月末までに概ね全ての医療機関及び薬局にシステムの導入を目指す。
（医療機関等における健康・医療情報の連携・活用）
- ・レセプトに基づく薬剤情報や特定健診情報といった患者の保健医療情報を全国の医療機関等が確認できる仕組みについては、2021年3月から特定健診等情報、10月から薬剤情報を確認できるようにする。さらに、手術の情報など対象となる情報を拡大し、2022年夏を目途に確認できるようにする。
- ・医療情報化支援基金の活用等により、技術動向を踏まえた電子カルテの標準化や中小規模の医療機関を含めた電子カルテの導入を促進するため、2020年度中に具体的な方策について結論を得る。
- ・処方箋の電子化について、2020年4月に改定を行ったガイドラインの内容を周知するとともに、電子化に向けて必要な環境整備を2020年度中に開始し、2022年度から環境整備を踏まえた実施を行う。